

諮問庁：地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長

諮問日：令和 5 年 1 月 1 5 日（諮問第 7 8 号）

答申日：令和 6 年 6 月 1 4 日（答申第 7 8 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長が行った不開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 4 月 1 3 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項に規定する開示請求権に基づき行った、「北九州市立医療センター 裁判所提出用 開示請求者は同意書で腓骨切断分断の許可を医師に与えていず今もなお手術での腓骨切断分断を公認しない理由根拠文書」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求に対して、同年 4 月 2 7 日付け北九病医経第 3 4 号により地方独立行政法人北九州市立病院機構理事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

処分庁は、腓骨切断分断を公認しない理由根拠文書を保有している。

第 3 処分庁の主張

1 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

高位脛骨骨切り術に伴う腓骨骨切りの事実について否定したことはなく、その事実を公認しない理由を記載した文書を作成することはない。

2 結論

よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本件審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和 5 年 1 月 15 日 諮問の受付
- ② 令和 6 年 1 月 19 日 審議
- ③ 令和 6 年 2 月 13 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 6 年 3 月 26 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 4 月 16 日 審議
- ⑥ 令和 6 年 6 月 4 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の不開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、腓骨切断の事実を認めていないことの原因が書かれた書類である。

2 本件保有個人情報の保有の有無について

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、腓骨骨切りの事実について否定したことはないため、公認しない理由を記載した文書を作成することはないと主張する。

この点、腓骨骨切りの事実を否定したことがないと主張している処分庁において、公認しない理由を記載した文書が作成されることは想定しがたく、他にそのような文書が存在することがうかがわれる事情も認められない。

- (2) よって、当審査会としては、審査請求人が請求する本件保有個人情報が存在するとは認められず、原処分が不存在を理由に不開示と決定したことは妥当と判断する。

3 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 酉 子
委員	神 原 ゆうこ
委員	川 島 悠 子